

亡くなられた方に関する諸手続き

【①死亡届提出時にご案内する手続き】

手 続 きの 内 容		場 所	担当課名
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証を所有していた場合	役場行政棟1階 2番窓口	保険課
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	マル福・マル特医療受給者証を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	年金に加入、または年金を受給していた場合		
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受けていた場合	役場行政棟1階 西側	子育て支援課
亡くなられた方の世帯に 18歳以下のお子さん がいる場合 または本人が18歳以下の場合	<input type="checkbox"/> マル福・マル特医療受給者証関係	2番窓口	保険課
	<input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当、 遺児福祉手当関係 / 保育所、 認定こども園、幼稚園関係	役場行政棟1階 西側	子育て支援課
	<input type="checkbox"/> 学校関係	役場行政棟4階	学校教育課

【②（①以外の）亡くなられた方に関する手続き】

手 続 きの 内 容		場 所	担当課名
<input type="checkbox"/>	東海村内に固定資産を所有していた場合	役場議会棟1階	税務課
<input type="checkbox"/>	軽自動車、二輪車、小型特殊自動車、農耕作業車を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	住民税（村・県民税）が課税されていた場合		
<input type="checkbox"/>	村税を口座振替していた場合		
<input type="checkbox"/>	水道を使用していた場合	役場行政棟2階	水道課
<input type="checkbox"/>	東海村内に水道のある土地や建物を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	宅内で井戸水を使用していた場合		下水道課
<input type="checkbox"/>	浄化槽管理者を変更したい場合	総合福祉 センター 絆 287-2525	総合相談支援課
<input type="checkbox"/>	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス・自立支援医療受給者証を所有していた場合		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当証書を所有していた場合		

【③相続人の手続き】

手 続 きの 内 容		場 所	担当課名
<input type="checkbox"/>	戸籍が必要な場合 死亡された方の戸籍ができるまでには日数を要します。事前にお電話でご確認ください。	役場行政棟1階 1番窓口	住民課
<input type="checkbox"/>	死亡診断書の写しが必要な場合 簡易生命保険※に伴う請求の際には、保険証書をお持ちください。 ※平成19年9月30日以前に契約した、保険金額が100万円を超える簡易生命保険のみ、役場で証明します。		
<input type="checkbox"/>	相続により農地を取得する場合	役場行政棟2階	農業委員会事務局
<input type="checkbox"/>	相続により森林を取得する場合		農業政策課

問い合わせ	東海村役場	〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 TEL：029-282-1711（代表）	お気軽に お問い合わせ ください 
	水戸地方法務局	※相続登記については法務局にお問い合わせください。 〒310-0061 水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎 TEL：029-227-9911（代表）	